

(議長)

討論・採決は、条例先議であります。

(議長)

まず、日程第2 議案第15号 江差町過疎地域自立促進基金条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第15号 江差町過疎地域自立促進基金条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第3、議案第17号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第17号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第4、議案第18号 江差町医師研究資金貸与条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第18号 江差町医師研究資金貸与条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第5、議案第21号 江差町移動等円滑化のための必要な特定公

園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第21号 江差町移動等・円滑化のための必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第6 議案第22号

江差町都市公園条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第22号 江差町都市公園条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第7、議案第23号 江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第23号 江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第8、議案第24号 江差町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第24号 江差町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第9、議案第25号 江差町営レストラン管理条例の一部を改正する条例について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第25号 江差町営レストラン管理条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第10、議案第26号 江差町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第26号 江差町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第11 議案第27号 江差町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第27号 江差町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第12 議案第5号

平成25年度・江差町一般会計予算について、討論・採決を行います。

(議長)

まず、原案に反対者の討論を許します。

「横山議員」

「横山議員」

一般会計予算案について反対の立場から討論いたします。

私は数回に渡る教育委員会予算、特にALT（外国語指導助手）制度の導入予算について質問して来ましたが、過去。

この制度は、英語のネイティブによる授業を行うことにより、日常的に児童生徒が肌で外国人を知り理解する上でも大切なことであると認識しております。

また特に重要なことは国際理解教育、豊かな国際感覚を身近に感じることができる重要な制度でもあります。だからこそ国（文部省）でもこの制度導入を進めています。また、身近な檜山管内各町、奥尻町を除きますが、でも行って、導入しております。

江差町においてもこのALT制度の早い段階から導入してきておりました。しかし濱谷町長就任後、平成17年度よりこの制度導入を止めました。その理由は濱谷町長いわく「財政上の問題で導入していない」と言い続けてきました。その経費は300万円から4・500万程度のものであります。

私は教育を受けるべき時に、その機会を何としても提供するのが大人、この場合は行政の責任であると考えます。中学生、今は小学生の早い段階からその機会をもつことは如何に重要なことであるか論を待たないと考えます。

濱谷町長は実施しない理由を財政の問題と言い続けてきましたが、江差町の財政が好転に向かってからもそれを言い続け、ALT制度導入をしておりません。

今回の予算審議の中で、濱谷町長は「特別支援教育に予算を優先的に使うから」と ALT 予算を振り向けられないと初めて「特別支援教育」を理由に挙げました。この特別支援教育を設けることはどこの町どこの学校でも当然に行われていることです。それに予算を使うから ALT を犠牲にしても良いと考えているのでしょうか。

いかにこの ALT 教育を軽視しているかということです。

受けられるべき授業、機会を受けられない生徒児童に対してどう申し開きをするのでしょうか。生徒児童には適切な年齢に応じて受けられる教育があります。

私は濱谷町政の元で受けられるべき教育を受けられないのは、江差の児童生徒にとり大変不幸なことだと断じざるをえません。

このような予算執行には断じて賛成できません。

議員の皆さんもこのことをよくよく考えて欲しいと思います。

意見表明を終わります。

(議長)

次に、原案に賛成者の討論を許します。

「萩原議員」

「萩原議員」

私は平成 25 年度予算について、賛成の立場での討論をいたします。

平成 24 年度の決算を以て、江差町は財政健全化団体に指定され、浜谷町長は従前にも増して財政健全化を最優先にして財政運営にあたってきました。その結果平成 24 年度決算において、実質公債費率が起債許可基準である 18% 以下の 16.6% の見込みであり 4 年間で 10% を超える縮減をやり遂げまた、厳しい財政状態にあっても町政懇談会を欠かすことなく毎年開催し要望のあった生活に関わる身近な事項について、国や道に要望することも含めて可能な限り実現に努めてまいりました。

先ず最初に、長い間の懸案であった江差中学校の改築の着手や江差小学校体育館の耐震補強により教育環境は十分整備されます。子どもの医療費の助成を中学生の入院・通院まで拡大し保育料の軽減することにより子育ての環境の充実を図っております。

圏域の人口減少によって道立江差病院の経営は非常に厳しい中で、医師確保が最大の課題とされている中、分娩再開に向け病院所在地の首長として要請活動をリードした結果、分娩は 25 年度夏頃には再開される見通しであります。

将来、センター病院としての機能を充実させるためには、医師確保が絶対条

件であるが、医師確保対策として研究資金貸与制度の創設は画期的な判断であります。

歯止めのかからない観光客の減少は江差の活気を奪っているため、新幹線開業を起死回生のチャンスととらえ、特に東北圏への観光 PR 対策が必要であるが積極的な予算を投入して、観光再生の姿勢を打ち出しました。

その他、安心・安全に関わる懸案事項のために、例えば茂尻町や東山林道の雨水対策等、生活者視点にたったきめ細かい政策が随所にみられ、元気な江差町を予感させる 25 年度予算になっております。

まもなく新しい年度の予算が成立します。昨年度同様、町長以下全職員が一丸となって最大の効果をもたらすよう期待とエールを送り平成 25 年度予算について賛成の立場での討論といたします。

(議長)

次に、小野寺議員。

反対者がおりませんので、次に賛成者の討論を許します。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

平成 25 年度江差町一般会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

何年ぶりかの賛成討論であります。

この数年、江差町の財政再建という中でももちろん私は財政再建も必要、しかし必要な福祉・暮らし・まちづくりに予算は充てるべきだと、その点でこの何年間、反対の討論をして参りました。

今回町長の執行方針、それから教育長の執行方針そして全体を通しての予算、これはこの間、町民の中から切実な要求が全てとは言いませんがかなりの部分、賛成できる立場で執行方針そして予算案に盛り込まれていると判断いたします。

先ほど、萩原議員の方から縷々ありましたので私はあまり重複をしないつもりですが 3 点賛成理由を述べさせていただきたいと思えます。

一つは兎にも角にも震災から 2 年経って、江差町としてもいつ起きるかも知れない防災震災に対して災害に強い町づくり、これをやっていく私特に感銘を受けましたのは町独自で、まだ国の方ですったもんだして津波予測、日本海、作っておりませんが何とか頑張って町独自で地域防災計画を作っていく、そういう強いメッセージが執行方針にもそれから担当課長からも出されました。もちろんこれは計画を作ればすぐ何事も出来るという訳ではありません。しかししっかりとした計画を作った中で、そして更には地域住民の協力をもらう、そ

の点でも予算案に地域活動への大きな支援、これも執行方針そして予算案に盛り込まれました。これも大いに評価するものであります。これが一つ目です。

それから2つ目。福祉・暮らしを守ると言う点。これもこの何年間、要求して参りましたが残念ながら叶えられなかったことであります。これは重複しますが乳幼児医療費そして保育料の軽減、もちろんこれで地域の子育て支援に大きくつながると言う意味ではまだまだあるかも知れませんが、本当にこれから子どもを産み育てるお母さん方、そして一緒に子育てをするであろうお父さん方に大きな力強いメッセージに私はなつたと思います。

そして3点目は、これは重複すると思いますが、江差中学校の建替え。これは私も感慨深いものがありますが、私が議員になった頃ちょうど南が丘小学校の建て替えの大きな動き、運動があつてそして予算がついたと、いう時になりました。今回、改めて江差中学校建替え、本当に町民の皆さんの関係者の皆さんの長年の努力が今回結びつたと思います。

以上、一応3点挙げました。もちろん個別の問題でいうと色々各課やっていただきたいこと、努力していただきたいことありますが、これは私の予算質疑の中でも触れましたので個別のことについては触れません。留意していただければ幸いです。

最後に述べたいと思いますが、今、国はプライマリーバランスという観点で地方には地方交付税の削減、これはこの間、政府が政権が代わつても貫徹されるでしょう、厳しい地方財政の状況には変わりません。たまたま景気対策と言うことで補正予算が付いただけです。絶対の地方交付税は減額の方向に来ているのは間違いないです。

引き続き高齢化、過疎化の中で本当に江差町が今回の予算を執行する上でそしてこれから江差町が元気な町を創っていくためにも、私は町長をはじめ町職員の一人ひとりがしっかりと自分の職務も遂行していく、皆さんの能力を最大限引き出していただく。これがこれから来るかも知れない、いや、来るであろう江差町の困難を打開する道だと思います。

町長そして職員の皆さんのこれからの奮闘を期待いたしまして私の賛成討論といたします。

(議長)

次に、室井議員の賛成討論を許可いたします。

「室井議員」

「室井議員」

2点に絞つて賛成の立場から討論をしたいと思つています。

先ず第1点目です。尊い町民の命を救った事例に基づいて職員の頑張っている功績、各課連携の実効性が実っている実態に対し賛成の立場から討論したいと思います。

今日、朝8時20分ごろ、私は所用で健康推進課に立ち寄った際、高橋課長より職員が頑張っているというお話を伺いました。

その中で一つは、町内の町民の中で電力の供給停止がされていた方、2つ目、認知症の方、3つ目、連絡が不能な状況にあった方等がもう少しで尊い命が奪われる寸前に職員の自発的行動で早期発見され、人命確保に多大な功績があったことを聞かされました。

町民の一部の方の声として「役場が」と、何かにと批判される方々がいるかと存じますが、このような事例があったことを知っている方は極めて少ないかと思えます。

誇らしく語ることなく懸命に職務遂行され各課連携を図った実態に町民を代表する議員の一人として町政運営を高く評価し、心を温かくし、益々のご活躍にエールを送りたいと思います。

次に財政再建でございます。

町長はこの間、本当に恥ずかしい位「お金がないのだ。ないのだ。何と言われてもいいのだ」「なんもやれない町長だと言われていいのだ」ということで頑張っておられました。

萩原議員、小野寺議員の賛成討論の中にあつたように今年は新しい新規事業としてたくさん挙げられております。それに加えて忘れてならないのは昨年度の補正予算で若者定住対策を願うという大きな思いで、条例改正がなされております。財政を預かるトップの苦労は役場であれば町長、企業であれば社長、家庭であれば奥さんです。この苦労はなかなか簡単なものではないと思います。色々な課題が多少あるかと思いますが、今、今後に期待するという2人の議員からの賛成討論にあつたように、町長はじめ管理職、職員が一致団結して、ますます江差町の発展に努めてもらうことに願いを込めて賛成の討論といたします。ありがとうございます。

(議長)

他に、討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

この採決は、起立によって行います。

(議長)

議案第5号 平成25年度江差町一般会計予算について、原案に賛成の方の「起立」を求めます。

(議長)

起立、多数であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第13、議案第31号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第31号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第14、議案第14号 平成25年度・江差町国民健康保険事業

会計財政調整基金の処分について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第14号 平成25年度・江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第15、議案第6号 平成25年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、討論・採決を行います。

討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第6号 平成25年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第16、議案第7号 平成25年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、討論・採決を行います。

討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第7号 平成25年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第17、議案第19号 江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第19号 江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第18、議案第20号 江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第20号 江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第19、議案第8号 平成25年度江差町介護保険特別会計予算について、討論・採決を行います。

討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第8号 平成25年度江差町介護保険特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第20、議案第28号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第28号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第21、議案第9号 平成25年度江差町公共下水道事業特別会計予算について、討論・採決を行います。

討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第9号 平成25年度江差町公共下水道事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第22、議案第10号 平成25年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、討論・採決を行います。

(議長)

討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、ただちに採決いたします。

議案第10号 平成25年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第23、議案第11号 平成25年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、討論・採決を行います。

(議長)

討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第11号 平成25年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第24、議案第12号 平成25年度江差町奨学金特別会計予算について、討論・採決を行います。

(議長)

討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第12号 平成25年度江差町奨学金特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第25、議案第29号 江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、討論・採決を行います。

(議長)

おはかりします。

本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第29号 江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第26、議案第13号 平成25年度江差町水道事業会計予算について、討論・採決を行います。

討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第13号 平成25年度江差町水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。